

会 議 録

会議の名称	第15回 西東京市スポーツ振興審議会
開催日時	17年1月17日(月)19時00分から21時00分まで
開催場所	スポーツセンター会議室
出席者	渡邊会長、松島職務代理、伊藤委員、指田委員、柴山委員、内田委員、田口委員、事務局 富所課長、井上係長、新井主査、神田社会教育主事
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定管理者制度について 2. (仮称)西東京市体育館の名称について 3. その他
会議資料の名称	<p>事前配付資料</p> <p>前回会議録</p> <p>資料47 公の施設の管理に関する制度の改正について</p> <p>資料48 地方自治法の一部を改正する法律の公布について (通知)写</p> <p>当日配付</p> <p>資料49 (仮称)西東京市体育館の名称一覧表</p>
記録方法	会議内容の要点記録
会 議 内 容	

会長：

会長挨拶(省略) 本日指田委員、能智委員、田口委員が欠席する旨連絡がありました。

事務局より配布資料並びに連絡事項があれば説明願いたい。

事務局：

配布資料について説明させて頂きたい。資料47 公の施設の管理に関する制度の改正について、資料48 地方自治法の一部を改正する法律の公布について(通知)写、当日配付として資料49 (仮称)西東京市体育館の名称一覧表、前回会議録を事前送付させて頂いた。

会長：

会議録については、特に意見がなければ承認することにしたい。

それでは、先に報告事項から入りたい。本委員会にスポーツクラブ設立準備検討委員会の委員長がおられるので、経過の報告をお願いしたい。

委員：

「西東京市にふさわしい総合型地域スポーツクラブのあり方」について、数回委員会を開いて提言に向けてまとめております。次回に報告ができると思うが検討委員会は、後2回程度考えている。西原総合教育施設内の施設を拠点としたスポーツクラブについても体育指導委員のプロジェクトメンバーを中心に規約(案)、構成メンバー等も次回に報告ができると考えている。

会長：

何か質問があればお受けしたい。あと1・2回の中で説明があるということで理解したい。質問が無ければ次へ進みたい。

事務局

それでは、議題1の指定管理者制度についてに入りたい。事務局より説明願いたい。資料47・48について説明する。法改正がされたそのことについて西東京市としてどういうことを進めていくかと言うこと。今後どうするのかという説明するな中で意見を頂ければと考えている。

具体的には、現在管理委託している施設については、平成15年から3年以内に指定管理者制度を導入するか直営するかの選択を求められることである。

利用料金制度についても条例において公益上必要があるものを除いて指定管理者でも定めることができる制度になっている。これについても後ほど意見を頂きたい。

指定管理者の制度については、行政内部では導入することで確認されている。スポーツ施設関係条例については、総合条例を制定する予定である。その中で指定管理者制度も整備する予定で準備を進めているところである。指定管理者の実施については、18年4月を予定している。有料・無料施設も一括して行い新たに設立される。(仮称)市体育館も指定管理者制度にする予定である。(詳細は省略)

事務局：

資料48については、法解釈について説明させて頂いた。

利用料金制度について、補足説明させて頂きたい。指定管理者が予め承認を受ければ条例の範囲で使用料を設定することができる。行政の中では、使用料及び手数料審議会が使用料を決定する機関であるが、上限を決めるものでそれ以下の部分については、及ぶものではない。

指定管理者制度では、市以外に利用料金を徴収させてその費用を指定管理者が事業運営の中で収入として見ることができる。指定管理者が施設を企業努力によって有効利用することによって収益を上げればそれだけ収益になる。経営努力する中で市民に利用して頂ける事になる。

会長：

只今の指定管理者制度についての意見質問があればお受けしたい。

事務局：

心配なことがある。無料施設が混在するので、民間業者が参入してくるのかどうかの心配。旧保谷地区については、文化・スポーツ財団に委託していた。そこが関わってくるのかということ。民間参入が無ければ、施設を教育委員会が直営しなければ行けないことになる。

委員：

文化・スポーツ財団の運営について、文化・スポーツ財団と民間が経営するようなことになると市民から見た場合使いづらくなる。

事務局：

17年は、スポーツ施設については、そのままになるが18年度からは、一括した民間委託或いは財団若しくは教育委員会の直営になる。委員の危惧されたことは、解消される。

市の意思確認としては、1業者にお願いする考えである。

スポーツ振興事業と施設管理をセットですることが法の主旨に添った指定管理者制

度に導入する予定である。

会長：

指定管理者の権限については、市長権限ではないか。

事務局：

条例制定案については、法規担当と調整中である。

会長：

本日は、指定管理者の情報提供。そして審議会として意見があればいい。

事務局：

3月定例会には、指定管理者の条例素案。2月にはその進み具合について報告をさせて頂きたい。

会長：

質問、意見がなければ、本日は情報の提供と言うことで終わりにしたい。

委員：

使用料の見直しについてはどうなるのか。

事務局：

2月教育委員会までの間、状況を見極めながら行かなければ行けない。